

弊社奥町店の指定自動車整備事業に係る行政処分について

平素は格別のご配慮を賜り厚く御礼申し上げます。

この度、国土交通省中部運輸局より、弊社奥町店の指定自動車整備事業について、道路運送車両法違反があったとして、2024年7月5日付けで、下記のとおり同店における保安基準適合証等の交付の停止命令を申し渡されましたのでご報告申し上げます。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なご迷惑をお掛けいたしますこと、ここに深くお詫び申し上げますとともに、二度とこのような事態が発生しないよう、再発防止策を徹底し、信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

記

1.奥町店 処分の概要

故意以外により保安基準不適合状態で適合証を交付したこと等により、国土交通省中部運輸局から保安基準適合証等の交付の停止命令(停止期間:2024年7月6日～2024年9月18日の75日間)を受けました。

2.再発防止に向けた取り組み

① 社内教育の徹底

全社員への指定自動車整備事業の重要性と、コンプライアンス教育の再徹底に向け教育を実施いたしました。

また、事業場管理責任者、代理決裁者及び全自動車検査員に対し、定期的な勉強会を実施し再発防止に努めます。

② 監査体制の強化

本部内に監査チームを設置して、指定整備の適正運営状況のチェック体制を強化し、更なるコンプライアンス強化を図ります。

以上

〈お問い合わせ窓口〉

お客様相談室: TEL:0120-039-758 (受付時間:火曜日～日曜日 10:00～18:00)